

(仮称)鶴岡市障害者差別解消の推進に関する条例(案)に対する意見と市の考え方

No.	項目	意見等(原文)	意見等の内容	本市の考え方・対応
1	条例の名称	仮称が硬すぎるので、長くてももっと柔らかな条例名にして下さい。 山形県、山形県の他の市町村を参考にして頂けたら有難いです。	条例名が硬すぎるので、もっと柔らかな名称にしてください。	柔らかな表現としつつも、差別解消の推進という目的を明確に表現するため、「鶴岡市障害を理由とする差別解消の推進に関する条例」という名称を検討しております。 条例策定検討委員会委員の意見及び県内他市町村の条例名を参考にさせていただきました。
2	2条定義	意見：「障害を理由とする不当な差別的取扱い」とは、障害者に対し、障害を理由として、正当な理由なくどのような取扱いをすることか、条例案に分野ごと具体的に例示すること。 理由：「山形県障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例」（以下「県条例」という。）の「第2章 障がいを理由とする差別の解消の推進」の「第1節 障がいを理由とする差別の解消」の「第8条」では、（障がいを理由とする不当な差別的取扱い）について、（1）から（10）まで分野ごと具体的に例示している。 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「差別解消法」という。）には、差別的な取扱いや合理的配慮の具体的内容を定めた各則はないが、差別解消法の附帯決議で「地方公共団体による、いわゆる上乗せ・横出し条例を含む障害を理由とする差別に関する条例の制定等を妨げ又は拘束するものではない」ことが明記されていることから、県条例のほかに長崎県などで条例に各則を設けている。 差別を解消するためには、具体的は場面（分野）ごとに何が差別に当たるかを具体的に例示する必要があり、条例案の概要版に「不当な差別的取扱いの具体例」として例示しているが、3例だけで不十分である。	差別を解消するためには、具体的な場面（分野）ごとに何が差別にあたるかを具体的に例示する必要があり、県条例で例示しているため、市条例においても具体的に例示すること。	市条例は法律や県条例を補完するものと考えておりますので、基本的には、法律や県条例には記載のない部分を条文化しております。

(仮称)鶴岡市障害者差別解消の推進に関する条例(案)に対する意見と市の考え方

No.	項目	意見等(原文)	意見等の内容	本市の考え方・対応
3	9条 広報及び啓発	意見：条例案の第9条に（広報及び啓発）を定めているが、内容を「広報等による周知活動」と「啓発活動の推進」に分けて記載すること。 理由：市民及び事業者の多くは、今回制定する条例と差別解消法をよく知らないのが実情であるため、広報等によって効果的な周知活動を行っていく必要がある。 障害及び障害者に対する理解を広げていくためには、日ごろから障害についての正しい知識を伝え、誤解や偏見をなくしていくことが必要であり、それには障害者と市民及び事業者の交流の機会を拡大するような啓発活動、たとえば障害者を講師とした研修会を地域で開催したり、学校教育の場で障害のある児童及び生徒と障害のない児童及び生徒の交流及び共同学習を行うなどを推進していくことが重要である。	市民及び事業者の多くは、今回制定する条例と差別解消法をよく知らないのが実情であり、広報等によって効果的な周知活動を行っていく必要がある。また、障害及び障害者に対する理解を広げていくためには、誤解や偏見をなくしていくことが必要であり、そのためには啓発活動が重要である。よって、第9条の「広報及び啓発」を「広報等による周知活動」と「啓発活動の推進」に分けて記載すること。	基本的には、個別の施策の方針や目標は障害者計画や障害福祉計画・障害児福祉計画等で示すこととしておりますが、広報と啓発については特に重要であると考え、法的義務としてあえて条項を設けたものです。
4	10条 相談及び対応	県内でも山形市・東根市などいくつかの自治体ですでに条例が施行されていますが、真に障害者に寄り添った条例とは言えません。それらに比べ、今回の条例案はそこそこよく整理されてはいます。しかし、まだまだ「絵に描いた餅」の部分が多いです。 「今まで泣き寝入りせざるを得なかった障害者」が「相談できるようになる条例」でしょうか？ そういう条例にして欲しいのです。	今まで泣き寝入りせざるを得なかった障害者が相談できるようになる条例にして欲しい。	この条例では、障害者及び障害者の保護者等は障害を理由とする差別に関し、市長に相談することができるとし、市長は事実確認や助言、情報提供等を行うものとしております。また、障害を理由とする差別を受けたときは、市長に申し出て差別事案の解決に資するあっせん案の提示を行うことを求めることができることとしており、それに対し、市長は調査を行い、調査の結果、必要があると認めるときは、必要な助言や解決に資するあっせん案の提示を行うことができると規定しております。
5	20条 協議の場の設置	意見：条例案の第20条に（協議の場の設置）を定めているが、どこに設置するとは書いていないのに、条例案の概要版には「障害者地域自立支援協議会」の「分野別専門部会」に「（仮称）差別解消支援部会」を追加するため、第20条に「障害者総合支援法第89条の3に基づく「鶴岡市障害者地域自立支援協議会」に設置する。」と追記すること。 理由：条例案の第20条の条文を、条例案の概要版の記載内容と整合性をとる必要がある。	第20条の「協議の場の設置」について、概要版との整合性を図り、「障害者総合支援法第89条の3に基づく「鶴岡市障害者地域自立支援協議会」に設置する。」と追記すること。	概要版に記載のイメージ図は、協議の場の一つの例示であり、確定事項ではありません。協議の場の形については検討段階であるため、条文に明記はしていません。

(仮称)鶴岡市障害者差別解消の推進に関する条例(案)に対する意見と市の考え方

No.	項目	意見等(原文)	意見等の内容	本市の考え方・対応
6	附則	見直し時期を3年にするよう再検討をお願いします。	見直し時期を3年にするよう再検討して欲しい。	附則2に「検討」について定め、法律や県条例の改正等「社会情勢の変化等を勘案し検討を加え、必要があると認めるときは、所要の見直しを行う」こととし、国や県の改正等に合わせて見直しを検討していくものとしていることから、あえて3年という見直し時期の明示は行わないものです。
7	附則	条例の見直しの項に「3年を目途に」と期限を入れるようご検討くださいますようお願いいたします。	見直しの条項に「施行後3年を目途に」と期限を入れるよう検討して欲しい。	(No.6と同様)
8	附則	更新、見直し期間は明確にしてください。条例は、時代と共に変化することが必要ですので、定期的に見直すことを明記してください。	更新、見直し期間を明確にし、定期的に見直すことを明記してください。	(No.6と同様)
9	全体	障害者理解教育、心のバリアフリーのための交流及び共同学習を盛り込んで欲しいです。幼児期から、小学校、中学校、高校へと各年次において障害者理解、心のバリアフリーを学んで障害者、健常者のバリアのない社会を鶴岡で作っていきたいです。福祉と教育は車の両輪であり、ぜひ実現してほしいです。一人ひとりの心のバリアフリーが根底に無くして、障害者差別解消の推進ができないと思います。	障害者理解教育、心のバリアフリーのための交流及び共同学習を盛り込んで欲しい。	第9条に、「広報・啓発等」を法的義務として設けておりますが、この啓発関連施策の中に、「福祉教育」「心のバリアフリーのための交流や共同学習」が含まれるものと考えております。個別の施策の方針や目標は障害者計画や障害福祉計画・障害児福祉計画等にお示しいたします。 なお、県の条例でも第13条「福祉に関する教育等」に交流及び共同学習について記載があり、その施策については、市は県と連携して実施するものと定められております。本市では、「共同学習」については、平成31年3月策定の第2次障害者保健福祉計画「療育・教育」の重点施策の一つとして記載しているところであり、今後も実施に努めてまいります。